

令和6年11月20日招集

秩父市議会定例会議案

目 次

議案第68号	秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	1
議案第69号	秩父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例……	1 3
議案第70号	秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例……………	1 4
議案第71号	秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正 する条例……………	1 5
議案第72号	令和6年度秩父市一般会計補正予算（第4回）……………	1 6
議案第73号	令和6年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）……………	1 9
議案第74号	令和6年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第2回）……………	2 2
議案第75号	令和6年度秩父市立病院事業会計補正予算（第2回）……………	2 4
議案第76号	令和6年度秩父市下水道事業会計補正予算（第2回）……………	2 5
議案第77号	専決処分について（令和6年度秩父市一般会計補正予算（第3回））…………	2 6
議案第78号	秩父市辺地に係る総合整備計画を定めることについて……………	4 2
議案第79号	指定管理者の指定について（秩父市花の木交流センター）……………	4 3
議案第80号	指定管理者の指定について（秩父市温水プール及び秩父市文化体育 センター）……………	4 4
議案第81号	指定管理者の指定について（秩父市影森デイサービスセンター、秩父市高篠 デイサービスセンター、秩父市上吉田デイサービスセンター、秩父市立養護老人 ホーム長寿荘、秩父市立特別養護老人ホーム偕楽苑及び秩父市立上吉田高齢者 生活支援ハウス吉祥苑）……………	4 5
議案第82号	指定管理者の指定について（秩父勤労者福祉センター）……………	4 7
議案第83号	指定管理者の指定について（ちちぶ銘仙館）……………	4 8
議案第84号	指定管理者の指定について（秩父市地場産業センター）……………	4 9
議案第85号	指定管理者の指定について（秩父市吉田龍勢会館、秩父市吉田元気村、秩父市 吉田山逢の里、秩父市城峯山ふれあいの森及び秩父市立秩父事件資料館）……	5 0

議案第86号	指定管理者の指定について（秩父市大滝郷路館、秩父市大滝特産品販売センター、秩父市大滝温泉遊湯館及び秩父滝沢サイクルパーク）	51
議案第87号	指定管理者の指定について（秩父市大滝こまどり荘）	52
議案第88号	指定管理者の指定について（秩父市立浦山歴史民俗資料館）	53
議案第89号	秩父市立保育所条例の一部を改正する条例	54
議案第90号	秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例	55
議案第91号	秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	56
議案第92号	令和6年度秩父市一般会計補正予算（第5回）	59
議案第93号	令和6年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）	65
議案第94号	令和6年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第3回）	68
議案第95号	令和6年度秩父市立病院事業会計補正予算（第3回）	71
議案第96号	令和6年度秩父市下水道事業会計補正予算（第3回）	72

議案第68号

秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秩父市一般職職員の給与に関する条例（平成17年秩父市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項第1号中「309,200円」を「310,000円」に改め、同項第2号中「51,100円」を「51,600円」に改める。

第16条の3第2項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「、「100分の68.75」を「「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」に改める。

第16条の6第2項第1号中「100分の102.5」を「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」に改める。

別表第1及び別表第2を別記のように改める。

第2条 秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の3第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」を「、「100分の70」に改める。

第16条の6第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の秩父市一般職職員の給与に関する条例（以下「改

正後の条例」という。) 第7条の2第1項、別表第1及び別表第2の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の秩父市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

令和6年11月20日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

埼玉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員の給与について改定を行いたいため。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	223,000	254,500	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	224,800	256,400	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	226,600	258,100	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	228,400	259,700	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	230,000	261,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	231,500	262,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	233,000	263,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	234,500	264,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	236,000	265,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	237,500	266,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	239,000	267,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	240,500	268,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	242,000	269,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	243,400	270,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	244,800	271,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	246,200	272,300	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	247,400	273,300	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	248,600	274,300	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	249,800	275,300	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	251,000	276,400	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	252,100	277,400	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	253,200	278,700	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	254,300	280,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	255,400	281,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	256,400	282,500	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	257,400	283,800	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	258,400	285,000	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	259,400	286,200	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	260,400	287,300	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	261,300	288,500	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	262,200	289,800	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	263,100	291,100	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	263,900	292,400	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
	34	231,100	264,700	293,400	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
	35	232,200	265,500	294,400	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
	36	233,300	266,300	295,500	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
	37	234,400	267,000	296,600	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
	38	235,400	267,800	297,800	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
	39	236,400	268,600	298,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
	40	237,300	269,300	300,100	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
	41	238,200	270,000	301,300	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
	42	239,100	270,800	302,600	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
	43	239,900	271,600	303,900	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
	44	240,700	272,300	305,200	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
	45	241,400	273,000	306,500	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
	46	242,000	273,800	307,800	355,700	376,200	403,400	445,000	
	47	242,600	274,600	309,100	357,100	377,100	404,100	445,400	
	48	243,200	275,300	310,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
	49	243,800	276,000	311,700	360,000	378,700	405,400	446,600	
	50	244,400	276,700	313,000	360,800	379,500	406,000	447,000	
	51	245,000	277,400	314,300	361,800	380,300	406,500	447,400	
	52	245,500	278,100	315,400	362,800	381,000	406,900	447,800	
	53	246,000	278,800	316,300	363,700	381,700	407,300	448,200	
	54	246,400	279,500	317,600	364,800	382,400	407,500	448,600	
	55	246,700	280,200	318,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
	56	247,000	280,900	320,200	366,700	383,800	408,100	449,300	
	57	247,300	281,500	321,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
	58	247,600	282,200	322,700	368,300	384,900	408,700	450,000	
	59	247,900	282,800	323,900	369,000	385,500	409,000	450,300	
	60	248,200	283,500	325,100	369,600	386,200	409,300	450,600	
	61	248,500	284,100	326,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
	62	248,800	284,800	327,500	370,600	387,200	409,800		
	63	249,100	285,400	328,600	371,300	387,800	410,100		
	64	249,400	286,100	329,700	372,000	388,300	410,400		
	65	249,700	286,700	330,400	372,300	388,700	410,600		
	66	250,000	287,400	331,300	373,000	389,300	410,900		
	67	250,300	288,000	332,000	373,700	389,900	411,200		
	68	250,600	288,500	332,800	374,300	390,400	411,500		
	69	250,900	289,000	333,600	374,600	390,800	411,700		
	70	251,200	289,600	334,000	375,100	391,300	412,000		
	71	251,500	290,100	334,600	375,700	391,800	412,300		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

72	251,800	290,700	335,300	376,300	392,400	412,500		
73	252,100	291,200	336,100	376,600	392,700	412,700		
74	252,400	291,700	336,800	377,200	393,100	413,000		
75	252,700	292,300	337,500	377,900	393,500	413,300		
76	253,000	292,900	338,100	378,500	393,900	413,500		
77	253,300	293,400	338,600	378,900	394,200	413,700		
78	253,600	293,900	339,200	379,400	394,500	414,000		
79	253,900	294,300	339,700	380,000	394,800	414,300		
80	254,200	294,600	340,300	380,500	395,000	414,500		
81	254,500	294,800	340,600	381,000	395,200	414,700		
82	254,800	295,100	341,100	381,600	395,500	415,000		
83	255,100	295,300	341,500	382,100	395,800	415,300		
84	255,400	295,600	341,900	382,400	396,000	415,500		
85	255,700	295,800	342,300	382,800	396,200	415,700		
86	256,000	296,000	342,800	383,300	396,500			
87	256,300	296,300	343,300	383,700	396,800			
88	256,600	296,500	343,800	384,100	397,000			
89	256,900	296,800	344,100	384,500	397,200			
90	257,200	297,100	344,500	385,000	397,500			
91	257,500	297,400	344,900	385,400	397,800			
92	257,800	297,700	345,300	385,800	398,000			
93	258,100	298,000	345,600	386,100	398,200			
94		298,300	346,000					
95		298,600	346,400					
96		299,000	346,800					
97		299,200	347,000					
98		299,400	347,400					
99		299,700	347,800					
100		300,100	348,200					
101		300,300	348,400					
102		300,600	348,800					
103		301,000	349,200					
104		301,400	349,500					
105		301,600	349,800					
106		301,900	350,200					
107		302,200	350,600					
108		302,500	351,000					
109		302,700	351,500					
110		303,000	351,900					
111		303,300	352,300					
112		303,600	352,700					
113		303,800	353,200					
114		304,200	353,600					
115		304,600	353,900					
116		304,900	354,200					
117		305,100	354,700					
118		305,300						
119		305,600						
120		306,000						
121		306,200						
122		306,400						
123		306,700						
124		307,000						
125		307,400						
126		307,600						
127		307,900						
128		308,200						
129		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	310,700	456,800	574,500
	2	313,600	459,100	577,600
	3	316,500	461,400	580,700
	4	319,400	463,700	583,800
	5	322,300	466,000	586,900
	6	325,200	468,300	589,100
	7	328,100	470,600	591,500
	8	331,000	472,900	593,900
	9	333,900	475,200	596,100
	10	336,800	477,500	597,600
	11	339,700	479,800	599,100
	12	342,600	482,100	600,600
	13	345,500	484,400	602,100
	14	348,400	486,200	603,200
	15	351,300	488,000	604,300
	16	354,200	489,800	605,200
	17	357,100	491,600	606,400
	18	360,000	493,300	607,400
	19	362,900	495,000	608,400
	20	365,800	496,700	609,400
	21	368,700	498,400	610,400
	22	371,600	500,500	611,400
	23	374,500	502,600	612,400
	24	377,400	504,700	613,400
	25	380,300	506,700	614,400
	26	383,200	508,600	615,400
	27	386,100	510,700	616,400
	28	389,000	512,700	617,400
	29	391,900	514,600	618,400
	30	394,800	516,600	619,400
	31	397,700	518,600	620,400
	32	400,600	520,400	621,400
	33	403,500	522,200	622,400
	34	406,400	524,000	623,400
	35	409,300	525,800	624,400
	36	412,200	527,600	625,400
	37	415,100	529,200	626,400
	38	418,000	531,000	627,400
	39	420,900	532,800	628,400
	40	423,800	534,600	629,400
	41	426,700	536,200	630,400
	42	428,700	538,000	631,400
	43	430,700	539,800	632,400
	44	432,600	541,500	633,400
	45	434,500	543,100	634,400
	46	436,100	544,900	635,400
	47	437,700	546,600	636,400
	48	439,300	548,300	637,400
	49	440,900	549,800	638,400
	50	442,700	551,400	639,400
	51	444,500	552,800	640,400
	52	446,300	554,400	641,400
	53	448,100	555,900	642,400
	54	449,900	557,300	643,400
	55	451,700	558,700	644,400
	56	453,500	560,000	645,400
	57	455,100	561,200	646,400
	58	457,100	562,200	647,400
	59	459,000	563,200	648,400
	60	460,900	564,200	649,400
	61	462,300	565,200	650,400
	62	464,100	566,100	651,400
	63	465,900	567,000	652,400
	64	467,700	567,900	653,400
	65	469,500	568,700	654,400
	66	471,300	569,600	655,400
	67	473,100	570,500	656,400
	68	474,900	571,400	657,400
	69	476,700	572,300	658,400
	70	478,500	573,200	659,400

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

71	480,300	574,100	660,400
72	482,100	574,800	661,400
73	483,900	575,700	662,400
74	485,800	576,600	663,400
75	487,700	577,500	664,400
76	489,600	578,400	665,400
77	491,500	579,300	666,400
78	493,200	580,200	667,400
79	495,000	581,100	668,400
80	496,800	582,000	669,400
81	498,400	582,900	670,400
82	500,200	583,800	671,400
83	502,000	584,700	672,400
84	503,600	585,600	673,400
85	505,000	586,500	674,400
86	506,700	587,400	675,400
87	508,500	588,300	676,400
88	510,200	589,200	677,400
89	511,700	590,100	678,400
90	513,000	591,000	679,400
91	514,300	591,900	680,400
92	515,600	592,800	681,400
93	516,600	593,700	682,400
94	517,900	594,600	683,400
95	519,200	595,500	684,400
96	520,500	596,400	685,400
97	521,500	597,300	686,400
98	522,300	598,200	687,400
99	523,100	599,100	688,400
100	523,900	600,000	689,400
101	524,800	600,900	690,400
102	525,600	601,800	691,400
103	526,400	602,700	692,400
104	527,100	603,600	693,400
105	527,900	604,500	694,400
106	528,700	605,400	695,400
107	529,400	606,300	696,400
108	530,300	607,200	697,400
109	531,200	608,100	698,400
110	532,000	609,000	699,400
111	532,900	609,900	700,400
112	533,800	610,800	701,400
113	534,600	611,700	702,400
114	535,500	612,600	703,400
115	536,400	613,500	704,400
116	537,100	614,400	705,400
117	537,900	615,300	706,400
118	538,800	616,200	707,400
119	539,700	617,100	708,400
120	540,600	618,000	709,400
121	541,400	618,900	710,400
122	542,300	619,800	711,400
123	543,200	620,700	712,400
124	544,100	621,600	713,400
125	544,900	622,500	714,400
126	545,800	623,400	715,400
127	546,700	624,300	716,400
128	547,600	625,200	717,400
129	548,400	626,100	718,400
130		627,000	
131		627,900	
132		628,800	
133		629,700	
134		630,600	
135		631,500	
136		632,400	
137		633,300	
138		634,200	
139		635,100	
140		636,000	
141		636,900	
142		637,800	
143		638,700	
144		639,600	
145		640,500	
146		641,400	
147		642,300	
148		643,200	
149		644,100	

150		645,000	
151		645,900	
152		646,800	
153		647,700	
154		648,600	
155		649,500	
156		650,400	
157		651,300	
158		652,200	
159		653,100	
160		654,000	
161		654,900	
162		655,800	
163		656,700	
164		657,600	
165		658,500	
166		659,400	
167		660,300	
168		661,200	
169		662,100	
170		663,000	
171		663,900	
172		664,800	
173		665,700	
174		666,600	
175		667,500	
176		668,400	
177		669,300	
178		670,200	
179		671,100	
180		672,000	
181		672,900	
182		673,800	
183		674,700	
184		675,600	
185		676,500	
186		677,400	
187		678,300	
188		679,200	
189		680,100	
190		681,000	
191		681,900	
192		682,800	
193		683,700	
194		684,600	
195		685,500	
196		686,400	
197		687,300	
198		688,200	
199		689,100	
200		690,000	
201		690,900	
202		691,800	
203		692,700	
204		693,600	
205		694,500	
206		695,400	
207		696,300	
208		697,200	
209		698,100	
210		699,000	
211		699,900	
212		700,800	
213		701,700	
214		702,600	
215		703,500	
216		704,400	
217		705,300	
定年前再任用 短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	399,500	473,300	573,800

備考 この表は、病院等に勤務する医師に適用する。

イ 医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	201,900	232,900	278,600	303,500	341,100
	2	203,500	234,500	279,400	305,000	342,800
	3	205,100	236,100	280,200	306,500	344,500
	4	206,700	237,700	281,000	308,000	346,100
	5	208,300	239,300	281,800	309,500	347,700
	6	209,900	240,900	282,600	310,900	349,400
	7	211,500	242,500	283,400	312,300	351,000
	8	213,100	244,100	284,100	313,700	352,600
	9	214,700	245,700	284,800	315,000	354,200
	10	216,300	247,300	285,500	316,400	355,900
	11	217,900	248,900	286,200	317,800	357,600
	12	219,500	250,500	287,000	319,200	359,200
	13	221,100	252,100	287,800	320,600	360,700
	14	222,700	253,700	288,600	322,200	362,400
	15	224,300	255,300	289,400	323,700	364,000
	16	225,900	256,900	290,100	325,200	365,600
	17	227,400	258,500	290,800	326,700	367,200
	18	228,700	259,700	291,900	328,300	368,800
	19	230,000	260,800	293,000	329,800	370,400
	20	231,300	261,900	294,200	331,300	372,000
	21	232,500	263,000	295,400	332,800	373,600
	22	233,600	263,800	296,600	334,400	375,600
	23	234,600	264,600	297,800	335,900	377,600
	24	235,600	265,400	299,000	337,400	379,600
	25	236,700	266,200	300,200	338,900	381,000
	26	237,900	267,000	301,400	340,500	382,700
	27	239,200	267,800	302,600	342,100	384,400
	28	240,500	268,600	303,800	343,600	386,100
	29	241,800	269,400	305,000	344,900	387,800
	30	243,100	270,200	306,200	346,400	389,300
	31	244,400	271,000	307,300	347,900	390,800
	32	245,600	271,800	308,500	349,400	392,300
	33	246,800	272,600	309,800	350,900	393,600
	34	248,000	273,400	311,000	352,400	394,900
	35	249,200	274,200	312,200	353,900	396,200
	36	250,400	275,000	313,400	355,300	397,300
	37	251,500	275,800	314,600	356,700	398,400
	38	252,400	276,600	315,700	358,300	399,500
	39	253,200	277,400	316,900	359,800	400,600
	40	254,000	278,200	318,100	361,300	401,700
	41	254,800	279,000	319,300	362,500	402,500
	42	255,600	279,900	320,600	363,600	403,300
	43	256,400	280,800	321,900	364,800	404,100
	44	257,200	281,600	323,100	365,900	404,900
	45	258,000	282,400	324,000	366,900	405,300
	46	258,800	283,300	325,200	367,700	405,900
	47	259,600	284,200	326,400	368,700	406,400
	48	260,400	285,000	327,600	369,800	406,800
	49	261,200	285,800	328,700	370,800	407,200
	50	262,000	286,900	329,700	371,800	407,400
	51	262,700	287,900	330,700	372,800	407,700
	52	263,500	288,900	331,600	373,700	408,000
	53	264,400	289,900	332,500	374,500	408,300
	54	265,200	291,000	333,500	375,300	408,600
	55	266,000	292,000	334,500	376,200	408,900
	56	266,800	293,000	335,400	377,000	409,200
	57	267,600	294,000	335,900	377,500	409,400
	58	268,400	295,000	336,800	378,300	409,700
	59	269,200	296,000	337,500	379,100	410,000
	60	270,000	297,000	338,400	379,900	410,300
	61	270,700	298,000	339,100	380,300	410,500
	62	271,500	299,200	339,400	381,000	410,800
	63	272,300	300,300	339,900	381,700	411,100
	64	273,100	301,400	340,500	382,300	411,400
	65	273,800	302,500	341,100	382,700	411,600
	66	274,600	303,600	341,800	383,200	
	67	275,300	304,700	342,500	383,800	
	68	276,000	305,800	343,100	384,400	
	69	276,700	306,900	343,800	384,800	
	70	277,400	308,000	344,300	385,300	
	71	278,100	309,100	344,900	385,800	
	72	278,800	310,200	345,500	386,300	
	73	279,500	311,200	345,800	386,900	

定年前再任用
短時間勤務職員以外の職員

74	280,200	312,200	346,400	387,400	
75	280,900	313,200	346,900	388,000	
76	281,500	314,200	347,400	388,600	
77	282,100	315,200	347,900	389,100	
78	282,800	316,200	348,400	389,600	
79	283,500	317,200	348,900	390,100	
80	284,100	318,100	349,300	390,600	
81	284,700	319,000	349,600	390,900	
82	285,400	319,800	349,900	391,400	
83	286,100	320,500	350,100	391,800	
84	286,700	321,200	350,400	392,200	
85	287,300	321,800	350,900	392,600	
86	288,000	322,500	351,200		
87	288,700	323,100	351,500		
88	289,300	323,700	351,800		
89	289,900	324,300	352,200		
90	290,400	324,500	352,500		
91	290,800	325,000	352,800		
92	291,200	325,500	353,100		
93	291,600	326,100	353,500		
94	291,900	326,600	353,800		
95	292,200	327,100	354,100		
96	292,500	327,500	354,400		
97	292,800	328,100	354,700		
98	293,100	328,600	355,100		
99	293,400	329,000	355,500		
100	293,700	329,500	355,900		
101	293,900	330,000	356,400		
102	294,100	330,400	356,800		
103	294,300	330,600	357,200		
104	294,500	330,900	357,600		
105	294,900	331,300	358,100		
106	295,100	331,700			
107	295,300	332,000			
108	295,500	332,300			
109	295,900	332,600			
110	296,100	332,800			
111	296,300	333,200			
112	296,600	333,500			
113	296,900	333,700			
114	297,100	334,000			
115	297,300	334,300			
116	297,600	334,600			
117	297,900	334,800			
118	298,100	335,100			
119	298,300	335,400			
120	298,600	335,600			
121	298,900	335,800			
122		336,000			
123		336,400			
124		336,600			
125		336,800			
126		337,200			
127		337,600			
128		338,000			
129		338,200			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士、診療X線技師、臨床検査技師、療法士等に適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	215,400	234,400	289,000	302,700	342,200
	2	217,500	236,200	290,000	304,600	343,900
	3	219,600	238,000	291,000	306,500	345,600
	4	221,700	239,800	292,000	308,400	347,300
	5	223,800	241,600	293,000	310,300	349,000
	6	225,900	243,400	293,600	311,500	350,700
	7	228,000	245,200	294,200	312,700	352,400
	8	230,100	247,000	294,700	313,800	354,000
	9	232,200	248,800	295,200	314,900	355,500
	10	234,300	250,600	295,800	316,000	357,200
	11	236,400	252,400	296,400	317,100	358,900
	12	238,500	254,200	296,900	318,200	360,600
	13	240,600	256,000	297,400	319,300	362,000
	14	242,800	257,800	298,000	320,300	363,700
	15	245,000	259,600	298,600	321,300	365,400
	16	247,200	261,400	299,100	322,300	367,100
	17	249,400	263,200	299,600	323,300	368,900
	18	250,400	265,000	300,200	324,500	370,900
	19	251,300	266,800	300,800	325,700	372,900
	20	252,200	268,600	301,300	326,900	374,900
	21	253,100	270,400	301,800	328,000	376,600
	22	254,300	272,200	302,500	329,200	378,700
	23	255,400	274,000	303,200	330,300	380,800
	24	256,300	275,800	303,900	331,400	382,800
	25	257,100	277,600	304,600	332,500	384,700
	26	257,800	278,700	305,500	333,700	386,300
	27	258,500	279,800	306,400	334,800	388,100
	28	259,400	280,800	307,300	335,900	389,900
	29	260,500	281,800	308,100	337,000	391,600
	30	261,600	282,300	309,000	338,200	393,300
	31	262,700	282,800	309,900	339,300	395,200
	32	263,800	283,300	310,800	340,400	396,900
	33	264,900	283,800	311,600	341,500	398,600
	34	266,000	284,300	312,500	342,700	400,300
	35	267,100	284,800	313,400	343,800	402,100
	36	268,200	285,300	314,300	344,900	403,800
	37	269,200	285,800	315,100	346,000	405,400
	38	270,300	286,300	316,200	347,300	407,100
	39	271,400	286,800	317,300	348,600	408,900
	40	272,400	287,300	318,400	349,900	410,700
	41	273,400	287,800	319,500	351,100	412,200
	42	274,100	288,300	320,600	352,600	413,700
	43	274,800	288,800	321,700	354,100	415,200
	44	275,500	289,300	322,800	355,600	416,500
	45	276,200	289,800	323,900	356,800	417,600
	46	276,800	290,300	325,100	358,300	418,700
	47	277,300	290,800	326,200	359,700	419,800
	48	277,800	291,300	327,300	361,100	421,000
	49	278,300	291,800	328,100	362,500	422,300
	50	278,900	292,300	329,200	363,500	423,400
	51	279,400	292,800	330,300	364,900	424,600
	52	279,900	293,300	331,300	366,200	425,700
	53	280,300	293,800	332,300	367,500	426,900
	54	280,800	294,400	333,300	368,900	427,900
	55	281,300	295,200	334,300	370,200	429,000
	56	281,800	296,000	335,300	371,500	430,100
	57	282,300	296,700	336,500	373,000	431,100
	58	282,800	297,500	337,800	374,200	431,600
	59	283,300	298,300	339,000	375,300	432,200
	60	283,800	299,100	340,200	376,500	432,600
	61	284,300	299,800	341,100	377,600	433,200
	62	284,800	300,600	342,300	378,500	433,700
	63	285,300	301,400	343,400	379,500	434,100
	64	285,800	302,100	344,700	380,400	434,600
	65	286,300	302,900	345,700	381,000	435,100
	66	286,800	303,700	346,600	381,800	435,500
	67	287,300	304,500	347,700	382,600	435,800
	68	287,800	305,300	348,900	383,400	436,100
	69	288,300	306,000	350,000	384,100	436,500
	70	289,100	307,000	351,200	384,800	
	71	289,900	308,000	352,400	385,500	
	72	290,600	308,900	353,400	386,100	
	73	291,300	309,800	354,400	386,700	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	74	292,200	310,800	355,400	387,300
	75	293,100	311,800	356,500	388,000
	76	293,900	312,700	357,600	388,600
	77	294,700	313,600	358,400	389,300
	78	295,600	314,600	359,500	389,800
	79	296,400	315,600	360,600	390,400
	80	297,200	316,600	361,600	390,900
	81	298,000	317,400	362,300	391,300
	82	298,900	318,400	363,100	391,900
	83	299,800	319,400	363,900	392,400
	84	300,700	320,300	364,600	392,700
	85	301,600	321,200	365,200	393,000
	86	302,500	322,200	365,700	393,500
	87	303,400	323,200	366,200	393,900
	88	304,300	324,100	366,700	394,200
	89	305,100	325,000	367,300	394,500
	90	306,100	326,200	367,800	395,000
	91	307,100	327,400	368,300	395,500
	92	308,000	328,600	368,800	395,900
	93	308,500	329,300	369,200	396,200
	94	309,400	330,400	369,600	396,600
	95	310,300	331,500	370,200	397,100
	96	311,100	332,400	370,700	397,500
	97	311,900	333,500	371,000	397,900
	98	312,900	334,200	371,500	
	99	313,900	335,300	371,900	
	100	314,900	336,400	372,200	
	101	315,800	337,500	372,800	
	102	316,900	338,700	373,300	
	103	317,900	339,800	373,800	
	104	318,900	340,900	374,300	
	105	319,700	342,000	374,900	
	106	320,400	343,100	375,400	
	107	321,100	344,100	375,900	
	108	321,700	345,200	376,300	
	109	322,200	346,100	376,900	
	110	322,500	347,100	377,400	
	111	323,100	348,000	377,900	
	112	323,700	349,000	378,400	
	113	324,100	349,900	379,000	
	114	324,700	350,700	379,400	
	115	325,300	351,500	379,900	
	116	325,800	352,300	380,400	
	117	326,200	352,900	381,000	
	118	326,700	353,500		
	119	327,200	354,100		
	120	327,700	354,700		
	121	328,100	355,100		
	122	328,500	355,500		
	123	328,800	356,000		
	124	329,100	356,400		
	125	329,400	356,900		
126	329,800	357,300			
127	330,100	357,800			
128	330,400	358,200			
129	330,600	358,500			
130	330,900	359,000			
131	331,200	359,400			
132	331,400	359,700			
133	331,600	360,100			
134	331,900	360,600			
135	332,200	361,100			
136	332,500	361,600			
137	332,700	362,100			
138	333,000	362,600			
139	333,400	363,100			
140	333,600	363,500			
141	333,800	363,900			
142	334,000	364,300			
143	334,400	364,800			
144	334,600	365,300			
145	334,900	365,700			
146	335,300	366,200			
147	335,700	366,700			
148	336,100	367,200			
149	336,400	367,500			
150	336,800				
151	337,200				
152	337,600				

	153	337,900				
	154	338,300				
	155	338,600				
	156	339,000				
	157	339,300				
	158	339,700				
	159	340,100				
	160	340,500				
	161	340,800				
	162	341,200				
	163	341,600				
	164	342,000				
	165	342,300				
定年前再 任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		260,200	267,500	277,900	294,300	331,900

備考 この表は、病院等に勤務する看護師等に適用する。

議案第69号

秩父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

秩父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年秩父市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「380,000」を「392,000」に、「427,000」を「440,000」に、「477,000」を「492,000」に、「539,000」を「555,000」に、「615,000」を「634,000」に改める。

第9条第2項中「、「100分の170」を「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の秩父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の秩父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

令和6年11月20日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

埼玉県人事委員会勧告に準じ、特定任期付職員の給与について改定を行いたいため。

議案第70号

秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秩父市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年秩父市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「、6月に支給する場合においては100分の222.5、12月に支給する場合においては100分の232.5」に改める。

第2条 秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の222.5、12月に支給する場合においては100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年11月20日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

一般職職員の給与改定に準じ、期末手当について改定を行いたいため。

議案第71号

秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年秩父市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「、6月に支給する場合においては100分の222.5、12月に支給する場合においては100分の232.5」に改める。

第2条 秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の222.5、12月に支給する場合においては100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年11月20日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

一般職職員の給与改定に準じ、期末手当について改定を行いたいため。

議案第 7 2 号

令和 6 年度秩父市一般会計補正予算（第 4 回）

令和 6 年度秩父市一般会計補正予算（第 4 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 100,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32,384,221 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 1 月 2 0 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		3,055,602	100,000	3,155,602
	1 繰入金	3,055,602	100,000	3,155,602
歳入	合計	32,284,221	100,000	32,384,221

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		210,628	1,512	212,140
	1 議会費	210,628	1,512	212,140
2 総務費		4,302,936	9,748	4,312,684
	1 総務管理費	3,720,788	12,956	3,733,744
	2 徴税費	326,128	2,070	328,198
	3 戸籍住民基本台帳費	161,965	5,480	156,485
	4 選挙費	71,783	120	71,663
	6 監査委員費	15,539	322	15,861
3 民生費		11,829,526	57,467	11,886,993
	1 社会福祉費	6,061,880	11,227	6,073,107
	2 児童福祉費	4,591,710	40,921	4,632,631
	3 生活保護費	1,161,289	1,995	1,163,284
	4 国民年金費	13,373	3,324	16,697
4 衛生費		3,779,568	14,824	3,764,744
	1 保健衛生費	1,205,022	14,824	1,190,198
6 農林水産業費		822,778	15,452	838,230
	1 農業費	412,585	1,478	411,107
	2 林業費	410,193	16,930	427,123
7 商工費		789,944	12,070	802,014
	1 商工費	789,944	12,070	802,014
8 土木費		2,555,930	5,738	2,561,668
	1 土木管理費	215,719	6,560	209,159
	2 道路橋りょう費	958,795	5,023	953,772
	4 都市計画費	1,185,397	8,301	1,193,698
	5 住宅費	127,584	9,020	136,604
10 教育費		2,811,679	18,736	2,830,415
	1 教育総務費	612,877	13,154	626,031
	4 幼稚園費	46,887	470	46,417
	5 社会教育費	464,688	5,980	470,668
	6 保健体育費	873,474	72	873,546
14 予備費		84,927	5,899	79,028
	1 予備費	84,927	5,899	79,028
歳 出 合 計		32,284,221	100,000	32,384,221

議案第73号

令和6年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）

令和6年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和6年11月20日提出

秩父市長 北 堀 篤

第 1 表 歳出予算補正

1 歳出(事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		118,767	432	119,199
	1 総務管理費	114,034	432	114,466
7 予備費		59,397	432	58,965
	1 予備費	59,397	432	58,965
歳出合計		6,631,224	0	6,631,224

2 歳 出(診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		84,021	8,207	75,814
	1 施設管理費	83,901	8,207	75,694
4 予備費		4,853	8,207	13,060
	1 予備費	4,853	8,207	13,060
歳 出 合 計		121,909	0	121,909

議案第 74 号

令和 6 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）

令和 6 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

令和 6 年 11 月 20 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳出予算補正

1 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		213,170	3,223	216,393
	1 総務管理費	137,481	3,223	140,704
3 地域支援事業費		292,649	181	292,468
	3 包括的支援事業・ 任意事業費	49,335	181	49,154
6 予備費		11,442	3,042	8,400
	1 予備費	11,442	3,042	8,400
歳出合計		7,119,276	0	7,119,276

議案第75号

令和6年度秩父市立病院事業会計補正予算（第2回）

第1条 令和6年度秩父市立病院事業会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度秩父市立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 病院事業費用	3,333,143 千円	71,508 千円	3,404,651 千円
第1項 医業費用	3,285,101 千円	71,508 千円	3,356,609 千円

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	1,947,585 千円	71,508 千円	2,019,093 千円

令和6年11月20日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第76号

令和6年度秩父市下水道事業会計補正予算（第2回）

第1条 令和6年度秩父市下水道事業会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度秩父市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 公共下水道事業費用	1,081,157千円	△982千円	1,080,175千円
第1項 営業費用	1,031,015千円	△982千円	1,030,033千円
第3款 戸別合併処理浄化槽事業費用	171,305千円	△1,665千円	169,640千円
第1項 営業費用	155,059千円	△1,665千円	153,394千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 402,331千円」を「不足する額 401,977千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 249,607千円」を「当年度分損益勘定留保資金 249,251千円」に「減債積立金 61,607千円」を「減債積立金 61,609千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 公共下水道事業資本的支出	834,113千円	2千円	834,115千円
第1項 建設改良費	452,788千円	2千円	452,790千円
第2款 農業集落排水事業資本的支出	69,700千円	△356千円	69,344千円
第1項 建設改良費	18,126千円	△356千円	17,770千円

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	137,479千円	△3,001千円	134,478千円

令和6年11月20日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第 77 号

専決処分について

令和 6 年度秩父市一般会計補正予算（第 3 回）については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 6 年 11 月 20 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

専決処分書

令和6年度秩父市一般会計補正予算（第3回）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年10月3日

秩 父 市 長 北 堀 篤

令和6年度秩父市一般会計補正予算（第3回）

令和6年度秩父市一般会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41,902千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,284,221千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金		1,854,074	41,902	1,895,976
	3 委託金	106,169	41,902	148,071
歳 入	合 計	32,242,319	41,902	32,284,221

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,261,034	41,902	4,302,936
	4 選挙費	29,881	41,902	71,783
歳 出	合 計	32,242,319	41,902	32,284,221

令和6年度秩父市一般会計補正予算（第3回）

1 総括 歳入歳出補正予算事項別明細書

（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
16 県支出金	1,854,074	41,902	1,895,976
歳入合計	32,242,319	41,902	32,284,221

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	4,261,034	41,902	4,302,936
歳 出 合 計	32,242,319	41,902	32,284,221

2 歳 入

(款) 16 県支出金
(項) 3 委託金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
16		県支出金	1,854,074	41,902	1,895,976
	3	委託金	106,169	41,902	148,071
		1 総務費委託金	98,729	41,902	140,631

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4 選挙費委託金	41,902	・ 衆議院議員選挙執行委託金	41,902

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 4 選挙費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2		総務費	4,261,034	41,902	4,302,936	41,902		
	4	選挙費	29,881	41,902	71,783	41,902		
	5	衆議院議員 選挙費	0	41,902	41,902	41,902		(県) 衆議院議員選挙執行委託金 41,902

(一般会計)

(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
	1 報 酬	3,407	○ 衆議院議員選挙費<選挙管理委員会> 41,902
	3 職員手当等	12,229	1 報酬 3,407
	7 報 償 費	342	投票管理者他報酬 3,407
	8 旅 費	13	3 職員手当等 12,229
	10 需 用 費	2,339	時間外勤務手当 12,229
	11 役 務 費	2,676	7 報償費 342
	12 委 託 料	13,809	謝礼金 342
	13 使用料及び 賃借料	3,037	8 旅費 13
	14 工事請負費	50	普通旅費 13
	17 備品購入費	4,000	10 需用費 2,339
			消耗品費 1,400
			燃料費 100
			食糧費 679
			印刷製本費 110
			修繕料 50
			11 役務費 2,676
			通信運搬費 2,643
			手数料 33
			12 委託料 13,809
			ポスター掲示場作成・設置・撤去委託料 5,346
			投票所資材配送・撤収業務委託料 440
			選挙公報新聞折込委託料 781
			投票用紙読取機等点検委託料 1,089
			期日前投票システム管理委託料 572
			期日前投票所駐車場等整理委託料 856
			選挙事務派遣委託料 4,631
			選挙システム改修委託料 94
			13 使用料及び賃借料 3,037
			土地借上料 20
			建物借上料 445
			自動車借上料 50
			市民会館使用料 100
			投票速報システム使用料 72
			地図複製利用料 70
			携帯電話借上料 37
			選挙備品借上料 110
			投票機器借上料 2,133
			14 工事請負費 50
			投票所諸工事 50
			17 備品購入費 4,000
			選挙用備品 4,000

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (年間支給率) (千円)	地域手当 (千円)	その他の 手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長等	3		27,864	12,400 (4.45月分)			40,264	8,704	48,968	
	議員	19	79,632		33,960 (4.45月分)			113,592	22,961	136,553	
	その他の 特別職	2,184	107,487					107,487	25,273	132,760	
	計	2,206	187,119	27,864	46,360			261,343	56,938	318,281	
補正前	長等	3		27,864	12,400 (4.45月分)			40,264	8,704	48,968	
	議員	19	79,632		33,960 (4.45月分)			113,592	22,961	136,553	
	その他の 特別職	1,842	104,080					104,080	25,273	129,353	
	計	1,864	183,712	27,864	46,360			257,936	56,938	314,874	
比 較	長等										
	議員										
	その他の 特別職	342	3,407					3,407		3,407	
	計	342	3,407					3,407		3,407	

2 一般職

(1)総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(551) 488	737,815	1,952,900	1,415,638	4,106,353	1,123,344	5,229,697	
補正前	(551) 488	737,815	1,952,900	1,403,409	4,094,124	1,123,344	5,217,468	
比較	()			12,229	12,229		12,229	

職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補正後	51,660		569,360	466,980	114,729	108,516	490
	補正前	51,660		569,360	466,980	102,500	108,516	490
	比較					12,229		
	区分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)			
	補正後	27,781	1,500	36,792	37,830			
	補正前	27,781	1,500	36,792	37,830			
	比較							

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(39) 488		1,952,900	1,158,898	3,111,798	955,390	4,067,188	
補正前	(39) 488		1,952,900	1,146,669	3,099,569	955,390	4,054,959	
比較	()			12,229	12,229		12,229	

職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補正後	51,660		429,000	350,600	114,729	108,516	490
	補正前	51,660		429,000	350,600	102,500	108,516	490
	比較					12,229		
内 訳	区分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)			
	補正後	27,781	1,500	36,792	37,830			
	補正前	27,781	1,500	36,792	37,830			
	比較							

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(512)	737,815		256,740	994,555	167,954	1,162,509	
補正前	(512)	737,815		256,740	994,555	167,954	1,162,509	
比較	()							

職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補正後			140,360	116,380			
	補正前			140,360	116,380			
	比較							
内 訳	区分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)			
	補正後							
	補正前							
	比較							

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	12,229	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	12,229	衆議院議員総選挙に伴う時間外勤務手当の増額	

議案第78号

秩父市辺地に係る総合整備計画を定めることについて

秩父市辺地に係る総合整備計画を別冊のとおり定めたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年11月20日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

秩父市辺地に係る総合整備計画の期間が満了したことから新たに計画（令和7年度から令和11年度まで）を策定し、辺地とその他の地域との間における格差是正を図りたいため。

議案第79号

指定管理者の指定について（秩父市花の木交流センター）

秩父市花の木交流センターの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 秩父市上町三丁目19番13号
- (2) 名称 秩父市花の木交流センター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都多摩市中沢二丁目5番地3
- (2) 名称 株式会社 コミュニティネット
- (3) 代表者 代表取締役 須藤 康夫

3 指定する期間

令和7年4月1日から令和14年3月31日まで

令和6年11月20日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

公民連携事業の利点を生かした民間施設との協働による運営効率化、管理運営の良好な実績を考慮し、更なる施設の利用価値の向上を図ることを目的として、株式会社コミュニティネットを指定管理者に指定したいため。

議案第80号

指定管理者の指定について(秩父市温水プール及び秩父市文化体育センター)
秩父市温水プール及び秩父市文化体育センターの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 名称及び所在地

秩父市温水プール 秩父市大野原2991番地

秩父市文化体育センター 秩父市大野原1470番地

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 秩父市大野原2991番地

(2) 名称 一般財団法人 秩父市地域振興公社

(3) 代表者 理事長 北堀 篤

3 指定する期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月20日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

業務の専門性及び管理運営の良好な実績を踏まえ、利用者の安全確保とサービス向上及び施設運営の更なる効率化を図ることを目的とし、一般財団法人秩父市地域振興公社を指定管理者に指定したいため。

議案第 8 1 号

指定管理者の指定について（秩父市影森デイサービスセンター、秩父市高篠デイサービスセンター、秩父市上吉田デイサービスセンター、秩父市立養護老人ホーム長寿荘、秩父市立特別養護老人ホーム偕楽苑及び秩父市立上吉田高齢者生活支援ハウス吉祥苑）

秩父市影森デイサービスセンター、秩父市高篠デイサービスセンター、秩父市上吉田デイサービスセンター、秩父市立養護老人ホーム長寿荘、秩父市立特別養護老人ホーム偕楽苑及び秩父市立上吉田高齢者生活支援ハウス吉祥苑の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 名称及び所在地

秩父市影森デイサービスセンター	秩父市上影森 7 5 9 番地 2
秩父市高篠デイサービスセンター	秩父市栃谷 3 6 9 番地 1
秩父市上吉田デイサービスセンター	秩父市上吉田 3 3 5 2 番地 1
秩父市立養護老人ホーム長寿荘	秩父市蒔田 1 9 7 7 番地
秩父市立特別養護老人ホーム偕楽苑	秩父市蒔田 1 9 7 7 番地
秩父市立上吉田高齢者生活支援ハウス吉祥苑	秩父市上吉田 3 3 5 2 番地 1

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 秩父市蒔田 1 9 7 7 番地
(2) 名 称 社会福祉法人 秩父市社会福祉事業団
(3) 代表者 理事長 北堀 篤

3 指定する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 0 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

業務の専門性や管理運営の良好な実績及び利用者との社会的・地域的な信頼関係を考慮し、施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービスの向上を図ることを目的として、社会福祉法人秩父市社会福祉事業団を指定管理者に指定したいため。

議案第 8 2 号

指定管理者の指定について（秩父勤労者福祉センター）

秩父勤労者福祉センターの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 秩父市上宮地町 2 7 番 5 号
- (2) 名 称 秩父勤労者福祉センター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 秩父市大野原 2 9 9 1 番地
- (2) 名 称 一般財団法人 秩父市地域振興公社
- (3) 代表者 理事長 北堀 篤

3 指定する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 0 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービス向上を図ることを目的とし、管理実績が良好である、一般財団法人秩父市地域振興公社を指定管理者に指定したいため。

議案第 83 号

指定管理者の指定について（ちちぶ銘仙館）

ちちぶ銘仙館の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 所在地 秩父市熊木町 28 番 1 号

(2) 名 称 ちちぶ銘仙館

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 秩父市熊木町 28 番 1 号

(2) 名 称 秩父銘仙協同組合

(3) 代表者 理事長 野澤 功一

3 指定する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 11 月 20 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

施設運営の更なる効率化、利用者へのサービス向上及び伝統的技術の継承を目的とし、秩父織物、銘仙等の専門的知識を有し、かつ、施設開設以来の管理実績のある秩父銘仙協同組合を指定管理者に指定したいため。

議案第84号

指定管理者の指定について（秩父市地場産業センター）

秩父市地場産業センターの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 所在地 秩父市宮側町1番7号

(2) 名称 秩父市地場産業センター

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 秩父市熊木町9番5号

(2) 名称 一般社団法人 秩父地域おもてなし観光公社

(3) 代表者 理事長 北堀 篤

3 指定する期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月20日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービス向上を図ることを目的とし、管理実績が良好である、一般社団法人秩父地域おもてなし観光公社を指定管理者に指定したいため。

議案第 85 号

指定管理者の指定について（秩父市吉田龍勢会館、秩父市吉田元気村、秩父市吉田山逢の里、秩父市城峯山ふれあいの森及び秩父市立秩父事件資料館）
秩父市吉田龍勢会館、秩父市吉田元気村、秩父市吉田山逢の里、秩父市城峯山ふれあいの森及び秩父市立秩父事件資料館の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 名称及び所在地

秩父市吉田龍勢会館	秩父市吉田久長 3 2 番地
秩父市吉田元気村	秩父市上吉田 4 9 4 2 番地 1
秩父市吉田山逢の里	秩父市上吉田 1 2 1 1 番地
秩父市城峯山ふれあいの森	秩父市吉田石間 4 7 1 2 番地 1
秩父市立秩父事件資料館	秩父市吉田久長 2 2 番地 1

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 秩父市熊木町 8 番 1 5 号
(2) 名 称 株式会社 ちちぶ観光機構
(3) 代表者 代表取締役 山岸 剛

3 指定する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 11 月 20 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

吉田地域の 5 施設につき、総合的な管理運営の良好な実績を踏まえ、施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービス向上を図ることを目的とし、株式会社ちちぶ観光機構を指定管理者に指定したいため。

議案第 86 号

指定管理者の指定について（秩父市大滝郷路館、秩父市大滝特産品販売センター、秩父市大滝温泉遊湯館及び秩父滝沢サイクルパーク）

秩父市大滝郷路館、秩父市大滝特産品販売センター、秩父市大滝温泉遊湯館及び秩父滝沢サイクルパークの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 名称及び所在地

秩父市大滝郷路館	秩父市大滝 4 2 7 7 番地 8
秩父市大滝特産品販売センター	秩父市大滝 4 2 7 7 番地 8
秩父市大滝温泉遊湯館	秩父市大滝 4 2 7 7 番地 2
秩父滝沢サイクルパーク	秩父市大滝 2 9 0 0 番地 2

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 秩父市熊木町 8 番 15 号
(2) 名称 株式会社 ちちぶ観光機構
(3) 代表者 代表取締役 山岸 剛

3 指定する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 11 月 20 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

大滝地域の 4 施設につき、総合的な管理運営の良好な実績を踏まえ、施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービスの向上を図ることを目的とし、株式会社ちちぶ観光機構を指定管理者に指定したいため。

議案第87号

指定管理者の指定について（秩父市大滝こまどり荘）

秩父市大滝こまどり荘の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求めらる。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 秩父市中津川447番地
- (2) 名称 秩父市大滝こまどり荘

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 秩父市中津川447番地
- (2) 名称 株式会社 ヒーリングスペース
- (3) 代表者 代表取締役 佐藤 健

3 指定する期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月20日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

総合的な管理運営の良好な実績を踏まえ、施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービスの向上を図ることを目的とし、株式会社ヒーリングスペースを指定管理者に指定したいため。

議案第 88 号

指定管理者の指定について（秩父市立浦山歴史民俗資料館）

秩父市立浦山歴史民俗資料館の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 秩父市荒川久那 3805 番地 7
- (2) 名 称 秩父市立浦山歴史民俗資料館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 秩父市熊木町 8 番 15 号
- (2) 名 称 株式会社 ちちぶ観光機構
- (3) 代表者 代表取締役 山岸 剛

3 指定する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 11 月 20 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービス向上を図ることを目的とし、管理実績が良好である、株式会社ちちぶ観光機構を指定管理者に指定したいため。

議案第 89 号

秩父市立保育所条例の一部を改正する条例

秩父市立保育所条例（平成 17 年秩父市条例第 143 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表秩父市立永田保育所の項中「120 人」を「70 人」に改め、同表秩父市立日野田保育所の項中「100 人」を「67 人」に改め、同表秩父市立影森保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 11 月 20 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

令和 7 年 3 月 31 日をもって影森保育所を廃止したく、所要の改正を行いたいため。

議案第90号

秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例

秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例（平成26年秩父市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」の次に「（平成6年法律第30号）」を、「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加え、同表中備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とし、備考5を備考4とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年11月20日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

所得税法（昭和40年法律第33号）の一部改正に伴い、ひとり親控除の適用のほか、所要の改正を行いたいため。

議案第91号

秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秩父市国民健康保険税条例（平成17年秩父市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6」を「100分の6.2」に改める。

第5条中「18,000円」を「21,000円」に改める。

第6条中「100分の2.1」を「100分の2.3」に改める。

第7条中「1万円」を「11,000円」に改める。

第8条中「100分の1.8」を「100分の2」に改める。

第9条中「1万円」を「10,500円」に改める。

第21条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第1号ア中「12,600円」を「14,700円」に改め、同号ウ中「7,000円」を「7,700円」に改め、同号エ中「7,000円」を「7,350円」に改め、同項第2号ア中「9,000円」を「10,500円」に改め、同号ウ中「5,000円」を「5,500円」に改め、同号エ中「5,000円」を「5,250円」に改め、同項第3号ア中「3,600円」を「4,200円」に改め、同号ウ中「2,000円」を「2,200円」に改め、同号エ中「2,000円」を「2,100円」に改め、同条第2項第1号ア中「2,700円」を「3,150円」に改め、同号イ中「4,500円」を「5,250円」に改め、同号ウ中「7,200円」を「8,400円」に改め、同号エ中「9,000円」を「10,500円」に改め、同項第2号ア中「1,500円」を「1,650円」に改め、同号イ中「2,500円」を「2,750円」に改め、同号ウ中「4,000円」を「4,400円」に改め、同号エ中「5,000円」を「5,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の秩父市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和6年11月20日提出

秩父市長 北堀 篤

提案理由

埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、保険税率の準統一に向けた段階的な税率改正について所要の改正ほか、課税限度額の改正を行いたいため。

余 白

議案第92号

令和6年度秩父市一般会計補正予算（第5回）

令和6年度秩父市一般会計補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ456,391千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,840,612千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

令和6年11月20日提出

秩父市長 北堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使用料及び手数料		408,324	2,700	411,024
	1 使用料	307,389	2,700	310,089
15 国庫支出金		4,531,011	163,820	4,694,831
	1 国庫負担金	3,232,172	162,125	3,394,297
	2 国庫補助金	1,287,269	1,695	1,288,964
16 県支出金		1,895,976	14,388	1,910,364
	1 県負担金	1,197,206	11,233	1,208,439
	2 県補助金	550,699	3,155	553,854
19 繰入金		3,155,602	200,000	3,355,602
	1 繰入金	3,155,602	200,000	3,355,602
21 諸収入		521,789	75,483	597,272
	4 受託事業収入	83,847	1,040	84,887
	5 雑入	334,210	74,443	408,653
歳 入 合 計		32,384,221	456,391	32,840,612

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,312,684	26,676	4,286,008
	1 総務管理費	3,733,744	30,616	3,703,128
	2 徴 税 費	328,198	3,500	331,698
	3 戸籍住民基本台帳 費	156,485	440	156,925
3 民生費		11,886,993	254,317	12,141,310
	1 社会福祉費	6,073,107	51,465	6,124,572
	2 児童福祉費	4,632,631	202,852	4,835,483
4 衛生費		3,764,744	121,087	3,885,831
	1 保健衛生費	1,190,198	121,087	1,311,285
6 農林水産業費		838,230	3,717	841,947
	1 農 業 費	411,107	3,717	414,824
7 商工費		802,014	3,696	805,710
	1 商工費	802,014	3,696	805,710
8 土木費		2,561,668	102,500	2,664,168
	2 道路橋りょう費	953,772	100,000	1,053,772
	5 住 宅 費	136,604	2,500	139,104
10 教育費		2,830,415	8,357	2,822,058
	2 小学校費	529,490	4,930	524,560
	3 中学校費	284,263	6,000	278,263
	5 社会教育費	470,668	2,573	473,241
14 予備費		79,028	6,107	85,135
	1 予備費	79,028	6,107	85,135
歳 出 合 計		32,384,221	456,391	32,840,612

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間
秩父宮記念市民会館イベント開催委託料	令和7年度
指定管理者に伴う施設管理委託料(秩父市花の木交流センター)	令和7年度から 令和13年度まで
市営バス川又線運行管理業務委託料	令和7年度
市営バス浦山線運行管理業務委託料	令和7年度
指定管理者に伴う指定管理委託料(秩父市立上吉田高齢者生活支援ハウス(吉祥苑))	令和7年度から 令和11年度まで
吉田こども園尿検査手数料	令和7年度
指定管理者に伴う施設管理委託料(秩父勤労者福祉センター)	令和7年度から 令和9年度まで
指定管理者に伴う施設管理委託料(秩父市吉田龍勢会館)	令和7年度から 令和11年度まで
指定管理者に伴う施設管理委託料(秩父市城峯山ふれあいの森)	令和7年度から 令和11年度まで
指定管理者に伴う施設管理委託料(秩父市吉田元気村)	令和7年度から 令和11年度まで
指定管理者に伴う施設管理委託料(ちちぶ銘仙館)	令和7年度から 令和11年度まで
指定管理者に伴う施設管理委託料(秩父市地場産業センター)	令和7年度から 令和11年度まで
指定管理者に伴う施設管理委託料(秩父滝沢サイクルパーク)	令和7年度から 令和11年度まで
荒川西小学校・荒川中学校スクールバス運行業務委託料	令和7年度から 令和11年度まで
荒川西小学校・荒川中学校スクールバス購入費	令和7年度
児童生徒尿検査手数料	令和7年度
児童生徒健診器具滅菌手数料	令和7年度
自動体外式除細動器使用料	令和7年度から 令和10年度まで
大田中学校校舎大規模改造工事	令和7年度
尾田蒔中学校体育館大規模改造工事	令和7年度
図書館維持管理業務委託料	令和7年度
指定管理者に伴う施設管理委託料(秩父市文化体育センター)	令和7年度から 令和11年度まで
指定管理者に伴う施設管理委託料(秩父市温水プール)	令和7年度から 令和11年度まで
学校給食賄材料費	令和7年度

(単位：千円)

限 度 額
3,960
33,859
11,220
11,220
123,500
115
37,326
23,350
11,350
40,850
48,086
221,000
19,100
65,000
4,500
1,904
1,330
21,116
330,000
160,000
1,937
368,347
252,632
261,752

第 3 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	2 林業費	森林管理道大神楽線改良事業	27,500
		森林管理道杉ノ峠線改良事業	15,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	全国植樹祭開催地周辺道路整備事業	100,000

議案第93号

令和6年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）

令和6年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110,168千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,741,392千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月20日提出

秩父市長 北堀篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		4,787,199	109,539	4,896,738
	1 県補助金	4,787,198	109,539	4,896,737
6 繰入金		753,430	629	754,059
	1 他会計繰入金	753,430	629	754,059
歳入合計		6,631,224	110,168	6,741,392

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		119,199	197	119,396
	2 徴収費	4,268	197	4,465
2 保険給付費		4,708,438	109,539	4,817,977
	1 療養諸費	4,086,138	39,852	4,125,990
	2 高額療養費	600,443	69,687	670,130
4 保健事業費		87,350	268	87,618
	1 保健事業費	39,069	268	39,337
7 予備費		58,965	164	59,129
	1 予備費	58,965	164	59,129
歳 出 合 計		6,631,224	110,168	6,741,392

議案第94号

令和6年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第3回）

令和6年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,086千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,122,362千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月20日提出

秩父市長 北堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,591,873	69	1,591,804
	2 国庫補助金	472,778	69	472,709
4 県支出金		977,739	34	977,705
	2 県補助金	39,066	34	39,032
6 繰入金		1,266,526	3,189	1,269,715
	1 一般会計繰入金	1,096,526	3,189	1,099,715
歳入	合計	7,119,276	3,086	7,122,362

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 予 備 費		8,400	3,086	11,486
	1 予 備 費	8,400	3,086	11,486
歳 出	合 計	7,119,276	3,086	7,122,362

議案第95号

令和6年度秩父市立病院事業会計補正予算（第3回）

第1条 令和6年度秩父市立病院事業会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度秩父市立病院事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次の項目を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
消防用設備等点検委託料	令和7年度	千円 893
自家用電気設備点検委託料	令和7年度	1,246
施設保守管理業務委託料	令和7年度	15,950
清掃洗濯業務委託料	令和7年度	26,102
電話交換業務委託料	令和7年度	6,693
警備業務委託料	令和7年度	11,828

令和6年11月20日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第96号

令和6年度秩父市下水道事業会計補正予算（第3回）

第1条 令和6年度秩父市下水道事業会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度秩父市下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に、次を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
マンホールポンプ 運転業務委託料	令和7年度	6,369
雨天時越流水・簡易 処理放流水採水調査 業務委託料	令和7年度	7,262
施設運転業務委託料 （ポンプ場運転業務 委託料）	令和7年度	11,847
施設運転業務委託料 （下水道センター運 転業務委託料）	令和7年度	119,812
水質汚泥分析委託料	令和7年度	21,307

令和6年11月20日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤